

名称	南山田地区土地利用計画		
区域	位置	姫路市山田町南山田の一部	面積 352.9 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p style="text-align: center;"><b>又兵衛ゆかりの歴史があふれ ホタルが飛び交う自然豊かな田園風景で育まれる あたたかくやさしいまち 南山田</b></p> <p>南山田地区は、後藤神社や南山田城跡、蛇塚、福田寺、又兵衛父母の供養塔など後藤又兵衛にゆかりのある場所が点在し、夏季にはヘイケボタルが飛び交う自然が豊かで田園風景が広がる地区です。歴史資源を活かし、地域の伝統・文化を継承しながら、豊かな自然の中でコミュニティを育み、安全安心で住みやすいまちづくりを目指します。</p>		
基本方針	<p>1. 地域の魅力ある歴史文化資源を守り、活かすまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源である歴史文化資源を保全しつつ、活用していくことを目指します。</li> </ul> <p>2. 交流がさかんなまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間交流行事等を通して地区内の活気あるコミュニティ形成を目指します。</li> </ul> <p>3. 安全安心な暮らしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・声かけ運動や防災訓練などを通して安全安心で快適な生活環境の形成を目指します。</li> </ul>		
基本計画	計画人口	昭和 46 年以降で最大の人口（昭和 48 年）	595 人
	集落区域の上限規模	計画人口及び戸数密度により算定される規模 (計画人口÷世帯当り人口[2.52 人/戸]÷戸数密度[10 戸/ha])	23.6 ha
詳細区域	ア 良好な自然環境の保全を図るべき区域		(保全区域) 153.7 ha
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神谷池やため池などは良好な親水空間として、保全区域とします。</li> <li>・竹宮神社や後藤神社、南山田城跡、蛇塚、福田寺、又兵衛父母の供養塔は歴史的な資産のため、保全区域とします。</li> </ul>		
	イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(森林区域) 120.5 ha
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白鷺ゴルフクラブは、大部分が地域森林計画対象民有林に指定されているため、森林区域とします。</li> <li>・藤ノ木山およびその周辺は、大部分が国有林および地域森林計画対象民有林に含まれているため、森林区域とします。</li> </ul>		
	ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域		(農業区域) 56.9 ha
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地区域と 1 種農地は、水源涵養や良好な田園景観の形成などの農地の多面的機能及び農業振興のため、農業区域とします。</li> </ul>		
	エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域		(集落区域) 18.5 ha
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南山田城跡周辺や主要地方道小野香寺線沿線等の既存集落は、良好な生活環境の保全を図るため、また、集落に介在する農地や空き地は、コミュニティ維持のための戸建て住宅等が建てられるよう、集落区域とします。</li> </ul>		
オ その他区域		(その他区域) 3.3 ha	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水処理施設や地区内の工場は、各施設の機能の維持向上と周辺環境との調和を図る区域として、その他の区域とします。</li> </ul>			

取り 組み	守る	<p><b>【自然環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明石海峡大橋が見える眺望に優れた藤ノ木山や、ヘイケボタルが生息する奥谷池などの自然が豊かで長閑な環境を保全します。</li> </ul> <p><b>【生活環境、地域の施設の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南山田公園（南山田城跡）や地区公民館は、施設の機能を維持し、守っていきます。</li> </ul> <p><b>【伝統・文化の伝承】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹宮神社の秋祭りをはじめとする地域の行事は、継承していきます。</li> </ul>
	改善する ・創る	<p><b>【宅地的土地利用の促進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き地などの未利用地は、地区に新しく人が住めるよう土地利用を促進していきます。</li> </ul> <p><b>【生活環境の改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内の入り組んだ狭い道路は、幅員の確保に努めます。</li> <li>・イノシシやアライグマなどの獣被害の対策に取り組みます。</li> </ul> <p><b>【農業の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい田園環境を保全し、次世代に継承していきます。</li> </ul> <p><b>【コミュニティの維持・活性化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間交流に繋がる行事や新しいイベントの実施を目指します。</li> <li>・スイカなどの農産物のブランド化や農業体験の実施などを検討します。</li> <li>・インターネットの活用や案内板の設置などにより地域資源の魅力を外部へ発信していきます。</li> </ul>
	活かす	<p><b>【地域の施設、建物の活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の把握に努め、交流拠点としての空き家の活用を目指します。</li> </ul> <p><b>【レクリエーション】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・藤ノ木山登山道のハイキングコースとしての活用やため池を釣り堀にするなど、自然に親しめる空間づくりを目指します。</li> </ul>
備考	まちづくりの ルール	<p><b>【まちづくり協定】</b></p> <p>南山田地区には、まちづくりのルール（協定）があります。 建物等を建築しようとする者は、南山田地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定の締結後に建築に着手するものとします。</p> <p><b>【まちづくり協定の運営】</b></p> <p>地区のルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としています。 地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p><b>【連絡先】</b></p> <p>南山田地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>